

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 12 月 9 日

「ベトナム国水道分野における民間資金活用に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020 年 11 月 25 日/公示番号:20a00859)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.7 第1章 企画競争の手続き (2) 1)技術評価	本案件では業務管理グループの適用は認められないとされています。弊社では類似経験を有する、該当年齢の担当アサインを検討しておりますが、適用は難しいでしょうか。	想定団員数は3名であることから、業務管理グループの適用対象外としております。
2	p.18 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (2) 1)業務実施の基本方針	当該箇所には「(コロナ禍の影響により)渡航が10月以降になった場合を想定した国内業務の提案を記載する」よう指示がございます。一方、第2章特記仕様書案 p.16 には「現地派遣期間(2021年4月~7月)」とございます。プロポーザル上は、2021年4月~7月までの現地渡航を想定しプロポーザルを作成した上で、制限頁数外で、現地渡航が10月以降になった場合の業務提案を行う、という理解でよろしいでしょうか。	P18 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項、1. プロポーザルに記載されるべき事項、(2) 1)業務実施の基本方針について、以下の通り訂正させていただきます。 訂正① 訂正前: 当面の間(9月末くらいを目途)、 訂正後: 当面の間(2021年7月末くらいを目途) 訂正② 訂正前: 渡航が 10月以降 修正後: 渡航が 2021年7月以降

3	<p>p.19 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (2) 1)業務量の目途</p>	<p>現地 9 人月とございますが、現在、在ベトナム日本国大使館の情報によりますと、現地到着後 14 日間の隔離が必要とされております。現地隔離期間はこの現地 9 人月には含まれないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>現地9人月については現地隔離期間を含んでおりません。現地隔離期間に必要な経費(直接人件費、日当、宿泊料)は見積には含めないでください。 現地隔離期間、並びに本邦での隔離期間に必要な経費は、計上・精算を認めることを前提として、契約交渉時に個別に協議させていただきます。</p>
---	--	---	--

以 上